

幼児教育・保育の無償化に伴う請求手続きについて

幼稚園や保育所、認定こども園などを利用する3～5歳の子どもと、0～2歳の住民税非課税世帯の子どもの施設等利用料が無償となる幼児教育・保育の無償化が、令和元年10月1日より始まります。

無償化の給付を受けるには、保護者が一旦利用料等を利用施設に支払い、後から町に請求する「償還払い」と、保護者があらかじめ無償で利用し、施設からの請求に伴い町が施設に直接支払いをする「現物給付」があります。

柴田町内の施設様には、保護者から利用料等を徴しない「現物給付」での対応方について、ご協力をいただきますようお願いいたします。

○「現物給付」の請求に関しましては、施設が町に請求します。毎月1日から10日までの間に請求書及び必要書類を添付のうえ、子ども家庭課まで提出ください。

(例：10月利用分の請求書を翌月11月1日から10日までの間に提出いただいた場合、11月末までに請求書記載の口座へ振り込みとなります)

・提出書類

請求項目	請求書様式	※添付書類
利用料	施設等利用費請求書 (法定代理受領用)	施設等利用費請求金額内訳書
預かり保育	施設等利用費請求書 (法定代理受領用)	施設等利用費請求金額内訳書
副食費	実費徴収に係る補足給 付費請求書	補足給付費内訳書

※添付書類の様式は必要事項を満たしていれば任意様式も可とします

○「償還払い」の請求に関しましては、利用者が町に請求(原則3か月毎)します。領収書等の施設を利用した旨のわかる施設の証明する添付書類が必要となります。証明書等の発行について、ご協力をよろしくお願いいたします。

・施設の証明が必要な書類等

請求項目	※添付書類
利用料	特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証 特定子ども・子育て支援提供証明書
預かり保育	特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証 特定子ども・子育て支援提供証明書
副食費	実費徴収額証明証 補足給付費内訳書

※添付書類の様式は必要事項を満たしていれば任意様式も可とします